

## 愛知県技能評価認定要領

### (目的)

第1 この制度は、事業主又は事業主の団体が行う技能評価を県が認定することによって、実力評価の普及を促進するとともに、技能者の社会的、経済的地位の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2 この要領で「技能評価」とは、事業主又は事業主の団体（以下「事業主等」という。）が、その従業員に対して適正な実力評価をするために、国家技能検定制度等を補完するものとして行う社内技能検定又は共同技能検定をいう。

### (範囲)

第3 認定の範囲は、県内全産業のうち技能者及び技能的職種に従事している者を対象とした技能評価とする。

### (認定の基準)

第4 認定を受けることのできる技能評価は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 技能評価を実施する事業主等の事業所又は団体の所在地が、愛知県内にあること。
- (2) 技能評価が、労働者の有する職業に必要な技能及び知識について行われるものであること。
- (3) 技能評価が、直接営利を目的としないこと。
- (4) 技能評価が、定期的に実施されること。
- (5) 技能評価の評価（以下「評価」という。）の基準が、適切であること。
- (6) 評価の実施方法が、公平であること。

### (認定の申請)

第5 認定を受けようとする事業主等は、次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 技能評価実施規程
- (3) 当該年度の技能評価に関する実施計画書
- (4) その他必要な書類

2 前項の技能評価実施規程は、技能評価に関し次の事項を記載したものとする。

- (1) 実施職種、級別区分及び評価を受けることができる要件に関する事項
- (2) 評価方法及び評価要素に関する事項
- (3) 評価の回数、時期及び場所に関する事項
- (4) 評価に当る者の選任に関する事項
- (5) 問題の作成及び合否の判定に関する事項
- (6) 合格した者に対する証明に関する事項
- (7) その他技能評価に関し必要な事項

(認定)

第6 知事は、第5第1項の申請を受理したときは、愛知県技能評価運営会議（以下「運営会議」という。）の意見を聴いて認定の可否を決定する。

2 知事は、前項の可否を判定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定の表示)

第7 認定を受けた技能評価を実施する事業主等（以下「認定技能評価実施者」という。）は、認定を受けた技能評価（以下「認定技能評価」という。）については、「愛知県認定技能評価」の表示をすることができる。

(変更の承認等)

第8 認定技能評価実施者は、技能評価実施規程を変更しようとするときは、変更の内容、時期及び理由を記載した書類（様式第2号）を提出して、知事の承認を受けなければならない。

2 認定技能評価実施者は、代表者及び事業所又は団体の所在地を変更したときは、遅滞なくその内容を記載した書類（様式第3号）を知事に届け出なければならない。

(実施計画書の提出)

第9 認定技能評価実施者は、毎事業年度開始前に、当該年度の認定技能評価に関する実施計画書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実施状況報告書の提出)

第10 認定技能評価実施者は、事業終了後速やかに実施状況報告書（様式第5号の1）を知事に提出しなければならない。

(資料の提出)

第11 認定技能評価実施者は、認定技能評価の実施に関し、知事から必要な資料の提出を求められたときは、当該資料を提出しなければならない。

(認定技能評価の廃止の届出)

第12 認定技能評価実施者は、認定技能評価を廃止したときは、速やかに廃止の時期及び理由を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第13 知事は、認定技能評価実施者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

(1) 第4（認定の基準）に掲げる要件を具備しなくなったとき。

(2) 第8第1項（技能評価実施規程の変更の承認）の規定により知事の承認を受けなかったとき。

(3) 第8第2項（代表者等の変更）又は第9から第11まで（実施計画書、実施状況報

告書及び資料の提出)の規定により書類の提出を怠ったとき。

- 2 知事は、前項の処分をしようとするときは、運営会議の意見を聴かなければならないものとする。

(合格証明)

第14 技能評価実施者は、合格した者に交付する合格証書等に、愛知県認定技能評価である旨の証明が必要なときは、速やかに合格証書証明申請書(様式第5号の2)を提出しなければならない。

- 2 知事は、認定技能評価実施者から、前項に掲げる申請があった場合には、内容を審査し、合格証明を行うものとする。

附 則

この要領は昭和53年6月28日から実施するものとする。

附 則

この要領は平成8年4月1日から実施するものとする。

様式第1号

平成 年 月 日

愛知県知事殿

所在地  
届出者 事業所又は団体名  
代表者職氏名

印

## 技能評価認定申請書

愛知県技能評価認定要領第5の規定により認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

### 記

- 1 事業所（団体）に関する事項
  - (1) 事業所の主な生産品の名称又は事業の内容（団体の種類）
  - (2) 従業員数（団体の構成員数）
  - (3) 資本の額又は出資の総額（年間予算の総額）
  - (4) 技能評価実施に関する組織
  
- 2 添付書類
  - (1) 技能評価実施規程
  - (2) 平成 年度認定技能評価実施計画書（様式第4号）
  - (3) 構成員名簿（団体のみ）

愛 知 県 知 事 殿

届出者 所在地  
事業所又は団体名  
代表者職氏名

印

## 認定技能評価変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により認定された愛知県認定技能評価について、  
実施規程の一部を変更したので愛知県技能評価認定要領第8第1項の規定により、関係  
書類を添えて申請します。

### 記

- 1 事業所（団体）に関する事項
  - (1) 事業所の主な生産品の名称又は事業の内容（団体の種類）
  - (2) 従業員数（団体の構成員数）
  - (3) 資本の額又は出資の総額（年間予算の総額）
  - (4) 技能評価実施に関する組織
- 2 変更事項
  - (1) 変更の内容
  - (2) 変更の時期
  - (3) 変更の理由
- 3 添付書類
  - (1) 変更前の規程
  - (2) 平成 年度認定技能評価実施計画書（様式第4号）
  - (3) 構成員名簿（団体のみ）

愛知県知事殿

所在地  
届出者 事業所又は団体名  
代表者職氏名

印

### 認定技能評価変更届

年 月 日付け 第 号により認定された愛知県認定技能評価について、  
認定された事項の一部を変更したので愛知県技能評価認定要領第8第2項の規定により、  
お届けします。

#### 記

#### 1 変更事項等

変更事項	変更内容	変更年月日
(事業所又は団体の名称) 実施者の名称	変更前 変更後	年 月 日
所在地	変更前 変更後	年 月 日
代表者の職氏名	変更前 変更後	年 月 日

#### 2 変更の理由

様式第4号

平成 年 月 日

愛知県知事殿

届出者 所在地  
事業所又は団体名  
代表者職氏名

印

## 平成 年度認定技能評価実施計画書

平成 年度における愛知県認定技能評価を下記のとおり実施いたしますので、愛知県技能評価認定要領第9の規定に基づき提出します。

記

- 1 実施期日
- 2 実施場所
- 3 実施職種
- 4 参加予定者数
- 5 合格証書交付日等

愛 知 県 知 事 殿

所 在 地  
届出者 事業所又は団体名  
代表者職氏名

印

### 認定技能評価実施状況報告書

平成 年度愛知県認定技能評価を下記のとおり実施しましたので、愛知県技能評価認定要領第10の規定に基づき報告します。

記

区 分	内 容
1 実 施 期 日	・ 学科試験実施日 平成 年 月 日 ・ 実技試験実施日 平成 年 月 日
2 実 施 場 所	
3 実 施 職 種	
4 参 加 者 数	名（上級 名、中級 名）
5 合格証書交付日	平成 年 月 日
6 合格証書交付者数	名（上級 名、中級 名） 内訳は、別紙名簿のとおり
備 考	技能評価に使用した試験問題を1部添付します。



愛知県知事殿

所在地  
届出者 事業所又は団体名  
代表者職氏名

印

## 認定技能評価実施状況報告書

## 認定技能評価合格証書証明申請書

平成 年度愛知県認定技能評価を下記のとおり実施しましたので、愛知県技能評価認定要領(以下「認定要領」という。)第10の規定に基づき報告します。

ついては、この技能評価が愛知県認定技能評価であることの証明を認定要領第14条第1項の規定に基づき申請します。

## 記

区 分	内 容
1 実施期日	・ 学科試験実施日 平成 年 月 日 ・ 実技試験実施日 平成 年 月 日
2 実施場所	
3 実施職種	
4 参加者数	名(上級 名、中級 名)
5 合格証書交付日	平成 年 月 日
6 合格証書交付者数	名(上級 名、中級 名) 内訳は、別紙名簿のとおり
備考	技能評価に使用した試験問題を1部添付します。

